

長野市重層的支援体制整備事業 実施計画

令和6年4月
長野市

1 計画策定の背景と趣旨

これまでの福祉制度は、子ども・障害者・高齢者といった対象者の属性や要介護・虐待・生活困窮といったリスクごとに制度を設け、専門的支援体制の構築を進めてきました。しかしながら、近年、8050問題やダブルケアなど、個人や世帯が複数の生活上の課題を抱えており、課題ごとの対応に加えて、これらの課題全体を捉えて関わっていくことが必要なケースなどが明らかとなっています。

国では「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により改正された社会福祉法（以下「法」という。）において、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制の構築のため、「包括的な相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を創設し、令和3年4月1日から施行しました。

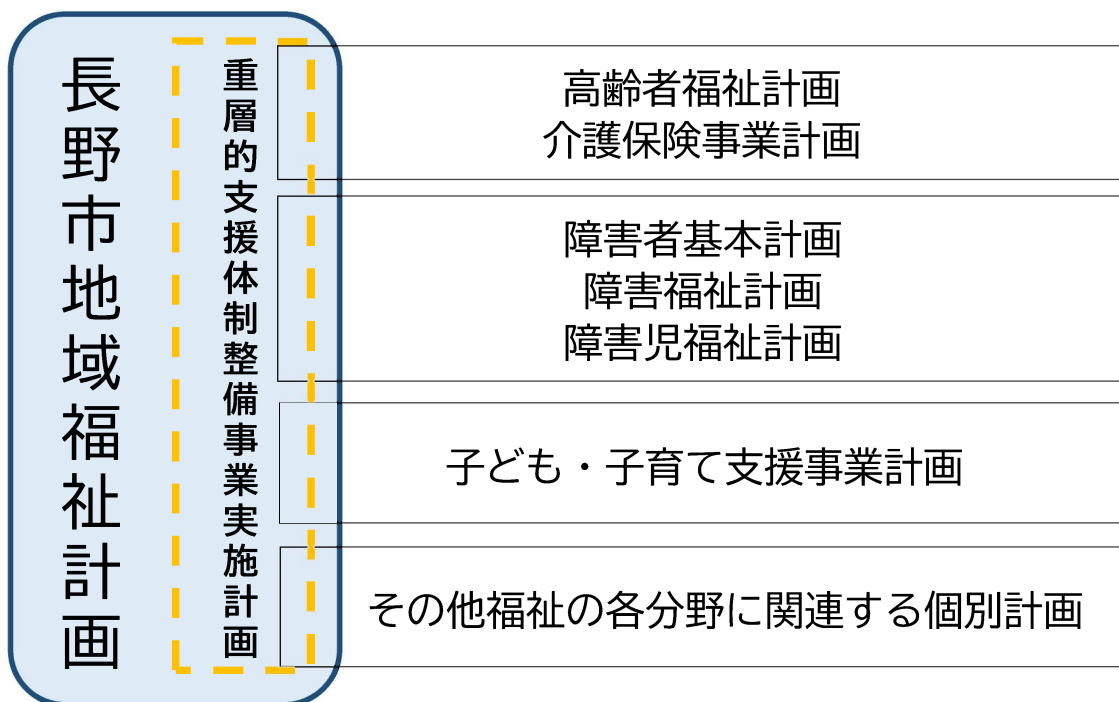
これを受け、本市では一人ひとりの“思い”をつなげ、様々な担い手が有機的に連携できる仕組みを整備するため、令和6年度から「重層的支援体制整備事業」を実施することとしました。

2 実施計画の位置づけと期間について

(1) 実施計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第106条の5第1項の規定に基づき、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、事業の提供体制に関する事項を定める実施計画です。

また、同条第3項の規定により、長野市地域福祉計画及び高齢、障害、子育て、生活困窮などの様々な保健福祉分野の法定計画との整合性を図ります。



(2) 計画期間

本計画の計画期間は、下表のとおり令和6（2024）年度から令和8（2026）年度の3年間とします。

なお、以降は（仮称）第5次長野市地域福祉計画と一体的な策定を予定します。

計画	2022	2023	2024	2025	2026
	R4	R5	R6	R7	R8
第四次長野市地域福祉計画	令和4(2022)年度から令和8(2026)年度				
重層的支援体制整備事業実施計画			➡	➡	➡

3 重層的支援体制の枠組み

高齢、障害、子育て、生活困窮の各分野で行われている既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、「複雑化・複合化した支援ニーズ」に対応できる包括的な支援体制を構築するため、「包括的相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業を展開します。

(1) 3つの支援の柱

以下の3つの支援を柱とした支援体制を構築します。

- ① 包括的相談支援・・・本人や世帯の属性に関わらず受け止める相談支援
- ② 参加支援・・・生活上の課題を抱えている方と社会とのつながりを回復するための支援
- ③ 地域づくりに向けた支援・・・地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援

4 実施内容及び実施体制

(1) 包括的相談支援事業（法第106条の4第2項第1号）

本事業は、高齢、障害、子育て、生活困窮の各分野の既存の相談支援機関が様々な支援関係機関と連携を図りながら、相談者の世代や属性を超えた包括的な相談支援を実施します。また、世帯全体の複合的な生活課題や制度の狭間の課題には、支援関係機関と連携して、包括的な相談支援体制を整備します。

○設置形態

設置形態	内容
基本型	従来の機能をベースとしつつ、複合的な課題を抱えた方の相談の受け止めや、ほかの関係機関へのつなぎなどに対応します。

○実施体制

実施体制として、具体的な支援機関や主な役割等については、次の表のとおりとします。

なお、**法定事業**と記載があるのは、社会福祉法によりその全部又は一部が重層的支援体制整備事業に位置付けられている事業を指します。

区分	実施する事業	実施体制				
包括的相談支援事業	法定事業 地域包括支援センターの運営 （介護保険法第115条の45第2項第1号から第3号まで）	【支援対象者】	高齢者等			既存
		【支援機関】	長野市地域包括支援センター 直営：1箇所 委託：20箇所			
		【業務内容】	高齢者等の福祉や保健・医療などに関する総合相談窓口として、地域の保健医療の向上や福祉の増進の包括的支援を行います。			
	【所管課】	地域包括ケア推進課				
	法定事業 障害者相談支援事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号）	【支援対象者】	障害のある人及びその家族等			既存
		【支援機関】	長野市障害者相談支援センター 委託：2箇所 長野市発達相談支援センター 委託：2箇所			
		【業務内容】	障害者及び保護者等からの相談に応じ、また必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援します。			
		【所管課】	障害福祉課			
	法定事業 利用者支援事業（子ども・子育て支援法第59条第1号）		(基本型)	(特定型)	(母子保健型)	既存
		【支援対象者】	子ども及びその保護者等			
		【支援機関】	子育てコンシェルジュ“こども広場” 委託：2箇所	保育コーディネーター ※1 直営：1箇所	子育て世代包括支援センター“ながの版ネウボラ” 直営：9箇所	
		【業務内容】	子育て家庭や妊産婦に対して、相談や情報提供、助言等必要な支援を行います。 ※1 保育コーディネーターは保育を必要とする保護者を対象とする			
		【所管課】	保育・幼稚園課		保健所健康課	

区分	実施する事業	実施体制		
包括的相談支援事業	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">法定事業</div> 生活困窮者自立相談支援事業（生活困窮者自立支援法第3条第2項各号）	【支援対象者】 現に生活に困窮している、または将来において生活困窮になりうる方及びその家族等	長野市生活就労支援センター「まいさぼ長野市」 委託：社会福祉法人長野市社会福祉協議会	既存
	【支援機関】	生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講じることにより、生活困窮者の自立促進の支援を行います。 ※ 自立相談支援事業、住居確保給付金、子どもの学習・生活支援事業、就労準備支援事業等		
【業務内容】	生活支援課			
【所管課】				
	こども総合支援センター「あのえっと」	【支援対象者】 おおむね18歳までの子ども及び保護者等	長野市こども総合支援センター「あのえっと」 直営：1箇所	既存
	【支援機関】	育児の悩み、発達、貧困、教育（いじめや不登校）など子どもに関するワンストップ相談窓口		
	【業務内容】	こども未来部		
	【所管】			

(2) 参加支援事業（法第106条の4第2項第2号）

区分	実施する事業	実施体制			
新たな機能	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">法定事業</div> 参加支援事業	【支援対象者】 各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応が難しい、個別性の高いニーズを有している人や世帯など	委託：社会福祉法人長野市社会福祉協議会 社会福祉法人長野市社会福祉協議会	新規	
		【実施方式】			
		【支援機関】			
		【業務内容】			既存の支援では対応が困難な本人や世帯の狭間の個別ケースに対応するため、福祉サービス事業所などの地域の社会資源に対する働きかけや受け入れに向けた支援を行います。
		【所管課】			福祉政策課

(3) 地域づくり事業（法第106条の4第2項第3号）

重層的支援体制整備事業における「地域づくり事業」は、高齢、障害、子育て、生活困窮の各分野において実施されている以下の既存の地域づくりに関する事業の取り組みを活かしつつ、各分野における交流の場や居場所において、世代や属性を超えた受け入れ等の拡充を進めるとともに、地域における資源の開発や発掘、ネットワーク化などの推進を図ります。

○該当する事業

区分	実施する事業	実施体制		
地域づくり事業	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">法定事業</div> <p>一般介護予防事業（介護保険法第115条の45第1項第2号のうち地域介護予防活動支援事業）</p>	【支援対象者】 高齢者等		既存
		【業務内容】 65歳以上の高齢者の主体的な介護予防の取り組みを推進するための支援を行います。また、地域へ専門職が出向き講座を実施する等、住民主体の通いの場の育成・支援を行います。		
		【所管課】 地域包括ケア推進課		
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">法定事業</div> <p>生活支援体制整備事業（介護保険法第115条の45第2項第5号）</p>	【支援対象者】 高齢者等		既存
	【支援機関】 第一層（市内全域）1箇所 第二層（各地区）30箇所			
	【業務内容】 各地区に配置されている「地域福祉ワーカー（生活支援コーディネーター）」と協働し、総合事業による生活支援サービスの充実に向け、ボランティア等の養成、地域資源の開発や発掘、ネットワーク化などの推進を図ります。			
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">法定事業</div> <p>地域活動支援センター事業（障害者総合支援法第77条第1項第9号）</p>	【支援対象者】 地域で生活する障害のある方		既存	
	【支援機関】 委託等：16箇所			
	【業務内容】 障害者の日中の活動をサポートする支援機関として、創作活動や生産活動と社会との交流促進などの支援を実施します。			
	【所管課】 障害福祉課			
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">法定事業</div> <p>地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て支援法第59条第9号）</p>	【支援対象者】 子育て中の親子		既存	
	【支援機関】 地域子育て支援センター（保育園・認定こども園に併設）委託等：18箇所	こども広場 委託：2箇所		
	【業務内容】 子育て中の親子が交流できる場所を設置し、子育ての不安の解消や子どもの健やかな育ちを促進します。（未就園児と保護者（妊婦を含む））	乳幼児の遊びのスペースと親子の交流の場を提供するとともに、子育てに関する相談や情報提供を行います。		
	【所管課】 保育・幼稚園課			

区分	実施する事業	実施体制		
地域づくり事業	孤立防止・見守りネットワーク地域支援事業（生活困窮者支援等のための地域づくり事業）	【実施機関】	社会福祉法人長野市社会福祉協議会	既存
		【支援対象者】	全市民	
		【業務内容】	福祉推進員研修会など、地域における多様な担い手が集まり、地域の課題や社会資源などを共有して意見を出し合うことで、新たな気付きを得て地域に還元できるように、地域の担い手の新たな関係性の構築に資する取組を行います。	
		【所管課】	福祉政策課	

(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第106条の4第2項第4号）

区分	実施する事業	実施体制		
新たな機能	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">法定事業</div> アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	【支援対象者】	複数の分野にまたがる課題を抱えているため、自ら支援を求めることのできない人や支援につながることに心理的に抵抗感がある方など	新規
		【実施方式】	委託：社会福祉法人長野市社会福祉協議会	
		【支援機関】	社会福祉法人長野市社会福祉協議会	
		【業務内容】	制度の狭間にある方や長期にわたり社会と交流をこななかった方などを早期に発見し支援を届けるため、地域からの情報収集や既存のアウトリーチ機能と連携し、関係構築に向けた継続的な働きかけを行います。	
		【所管課】	福祉政策課	

(5) 多機関協働事業（法第106条の4第2項第5号及び第6号）

区分	実施する事業	実施体制		
新たな機能	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">法定事業</div> 多機関協働事業	【支援対象者】	複合的な課題を抱えており、単独の支援関係機関では対応が難しく、かつ、各種支援関係機関の役割分担や支援の方向性の整理が求められるような課題を有する方など	新規
		【実施方式】	委託：社会福祉法人長野市社会福祉協議会	
		【支援機関】	社会福祉法人長野市社会福祉協議会	
		【業務内容】	重層的支援体制に関係する者の連携の円滑化を進めるなど、既存の相談支援機関をサポートし、市の包括的支援体制を構築できるように支援を行います。また、複雑化・複合化した課題を抱える方について、関係者・関係機関の役割を整理し、支援の方向性を示します。	
		【所管課】	福祉政策課	

5 重点施策

本計画において取り組む重点施策を次の3点とします。

①	包括的な相談支援を行う体制とするための施策
②	多様な社会参加の推進に向けた体制とするための施策
③	支援が必要な世帯に支援を届ける体制とするための施策

具体的な取り組み内容は以下のとおりです。

(1) 包括的な相談支援を行う体制とするための施策

既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、地域住民からの相談を広く受け止め、本人やその世帯の相談に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行います。

- ① 包括的な相談の受け止めとつなぎの強化【多機関協働事業】
 - ▶ 複雑化・複合化した課題について適切に対応するため、寄せられた相談を関係機関で共有するツールとして「つなぐシート」を作成するなど、相談を逃さない体制をつくります。
 - ▶ 市の相談窓口や相談機関などが、課題を抱えている市民を適切な相談機関に繋ぐことができるよう、相談機関の一覧表を作成するなど、各相談機関等の役割を整理し、支援関係機関で連携します。
- ② 多機関協働の体制整備【多機関協働事業】
 - ▶ 受け止めた相談のうち、新たに支援関係機関間の役割分担が必要な場合やアウトリーチ等を通じた継続的支援事業及び参加支援事業の対象となる場合は、多機関協働事業につなぎ、必要に応じて重層的支援会議及び支援会議を開催する等、課題を整理・共有・検討することで分野横断的な支援につなげます。
 - ▶ ICTの活用等、効率的な会議を行えるための体制を検討します。
- ③ 分野横断的なネットワーク構築と人材育成【多機関協働事業】
 - ▶ 既存の支援機関等への分野を超えた幅広い知識の習得に向けた研修会の実施や、分野横断的な職員同士の顔の見える関係をつくります。

(2) 多様な社会参加の推進に向けた体制とするための施策

地域の社会資源等を活用し、多様な社会参加の推進に向けた支援体制とします。

- ① 地域資源の現状分析【参加支援事業、地域づくり事業】
 - ▶ 分野を超えた地域資源の利用に繋げるため、生活困窮者就労訓練事業を行う事業者や、地域活動支援センターなど、地域づくり事業の各分野で把握している参加の場やその対象を参加支援事業において可視化し、支援関係機関へ

共有できる体制を整備します。

② 関係団体や支援機関との協働による多様な社会参加の推進

【参加支援事業、地域づくり事業】

- ▶ 地区の枠組みを超えた地域資源の共有や地域のネットワーク作りを支援するため、CSWや地域福祉活動を推進する者及び各担当分野の市担当者によるチームが参画する地域福祉ネットワーク会議において、福祉に関する情報を共有し、地域課題の解決に当たります。

(3) 支援が必要な世帯に支援を届ける体制とするための施策

複雑化・複合化した課題を抱えており、必要な支援が届いていない人や世帯に支援を届けるための体制を構築します。

① 地域からの情報収集機能の強化

【包括的相談支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業】

- ▶ 複雑化・複合化した課題を持つ世帯の情報を早期に各支援関係機関に繋げるため、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業者が、地区のたすけあい事業コーディネーターや福祉推進員、民生児童委員等の会議体に定期的に参加するなど、地域で把握した情報を円滑に収集する取組について検討します。

② 社会福祉法人等との連携体制の強化【アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業】

- ▶ 社会福祉法人等が把握した複雑化・複合化した課題を抱えた人やその世帯を分野横断的に支援するため、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業者は、社会福祉法人等との連携体制を構築し、重層的な支援につなげます。
- ▶ 参加支援事業者は、社会福祉法人等が実施する「地域における公益的な取組」に支援対象者をつなげることなどにより、幅広い地域資源を活かした支援体制を構築します。

6 重層的支援会議と支援会議

重層的支援会議は、支援対象者等に対する個別の支援プランの決定とその妥当性を担保するため、多機関協働事業者が開催します。重層的支援会議では、支援関係機関間の情報共有について、本人の同意を得た事例を扱います。

支援会議は、重層的支援体制整備事業を円滑に実施するため、社会福祉法第106条の6に基づき、課題を抱える地域住民に関する資料又は情報の提供、その他必要な協力を求めるため市が支援会議を開催します。

名称	重層的支援会議	支援会議
①位置づけ	包括的相談支援事業やアウトリーチ等事業などで把握した要支援者に対し実施する支援検討会議のうち、支援関係機関間の個人情報の共有について、本人の同意が得られている事例を取り扱う会議。	社会福祉法第106条の6に基づき開催する会議。構成員に守秘義務を課し、潜在的な課題を抱える人に関する情報共有や支援方針の検討を行う。
②会議内容	<p>支援対象者等に対する個別の支援プラン決定等</p> <p>①多機関協働事業、アウトリーチ等事業、参加支援事業のプランについて、関係機関が参加して合議のもとで適切性を判断する。</p> <p>②多機関協働事業、アウトリーチ等事業、参加支援事業のプラン終結時においては、支援の経過と成果を評価し、プランに基づく支援を終結するかどうかを検討する。</p> <p>③参加支援事業のプラン作成の過程で、個々のニーズに対応する社会資源が不足していることを把握した場合には、地域の課題として、社会資源の開発等に向けた取り組みを検討する。</p>	<p>①気になる事例についての情報提供・情報共有(※1)</p> <p>②支援方針の決定と共有</p> <p>③緊急性がある事案の対応</p>
③構成員	行政機関（保健福祉部福祉政策課、関係機関の所管課）、多機関協働事業者、参加支援事業者、アウトリーチ等事業者、包括的相談支援事業者、その他機関	行政機関（保健福祉部福祉政策課、関係機関の所管課）、多機関協働事業者、参加支援事業者、アウトリーチ等事業者、包括的相談支援事業者、その他機関
④守秘義務	会議の出席者は、会議で知り得たすべての事項（地域住民に関する情報だけでなく、広く事務の実施に関するものも含む）について守秘義務がある。	会議の出席者は、会議で知り得たすべての事項（地域住民に関する情報だけでなく、広く事務の実施に関するものも含む）について守秘義務がある。(※2)

名称	重層的支援会議	支援会議
⑤その他	重層的支援会議は、次の4つのタイミングで開催します。多機関協働事業や参加支援事業、アウトリーチ等事業の全てのプランを対象とする。 ①プラン策定時 ②プラン変更時 ③支援終了を判断する時 ④支援中断を決定する時	必要に応じて、多機関協働事業者が、要保護児童対策地域協議会やケア会議などの既存の会議体に参加し、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性の整理などの全体調整等を後方支援します。

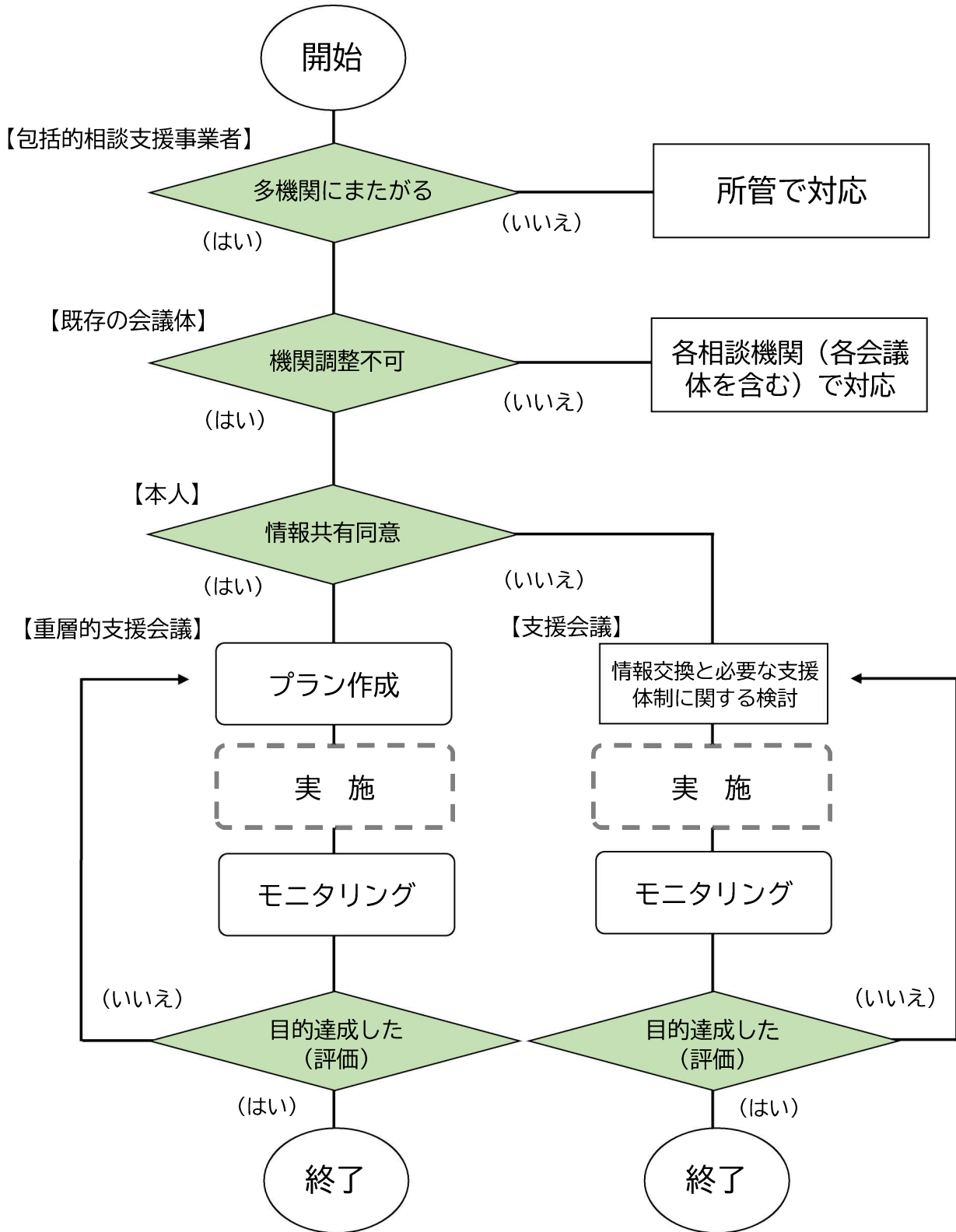
※1:「自ら支援を求めることが困難な人」や「支援が必要な状況にあるにも関わらず支援できていない人」などを支援するため、本人の同意が得られていない場合でも情報共有が可能

※2: 支援会議においては、地方税法（昭和25年法律第226号）第22条により、地方公務員が業務上取り扱う一般的な個人情報より厳しい守秘義務が課せられている税務職員が有する納税者等の情報を本人の同意なく共有することまでは想定していないことについて留意が必要。

○重層的支援会議の主な検討事項

開催時期	主な検討事項
① プラン策定時	<ul style="list-style-type: none"> ・アセスメント結果に基づく本人の目標、支援方針、プラン内容 ・各関係機関の役割分担の確認 ・モニタリングの時期の検討等
② プラン変更時	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の状況変化の確認、評価 ・現行プランの評価 ・プラン変更内容の確認（プラン策定時の内容と同様）
③ 支援終了を判断する時	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の目標達成状況、本人に関わる支援者の状況等の確認 ・支援終了の評価、フォローアップの必要性やその方法の確認
④ 支援中断を決定する時	<ul style="list-style-type: none"> ・本人との連絡が完全に取れなくなった場合等における、支援中断の決定

○包括的相談支援事業にかかる相談支援の流れ（フロー）



7 支援関係機関間等の連携に関する事項

(1) 高齢・障害・子育て・生活困窮分野の連携の構築

高齢・障害・子育て・生活困窮分野においては、包括的相談支援事業及び地域づくり事業において、重層的支援体制整備事業の対象となっていることから、分野間の連携を強化し一体的な実施を図る必要があります。

本市では、つなぐシートや相談機関一覧表の活用、関係各課・関係機関等による相互の制度を理解するための研修会の実施により連携体制を構築します。

また、重層的支援体制整備事業を行う以前から、福祉事務所及び保健所等によるケース会議や、以下のとおり、多分野との連携を行うための会議体を有していることから、多分野で調整が必要な事例について、多機関協働事業とも連携できるよう体制を整備していきます。

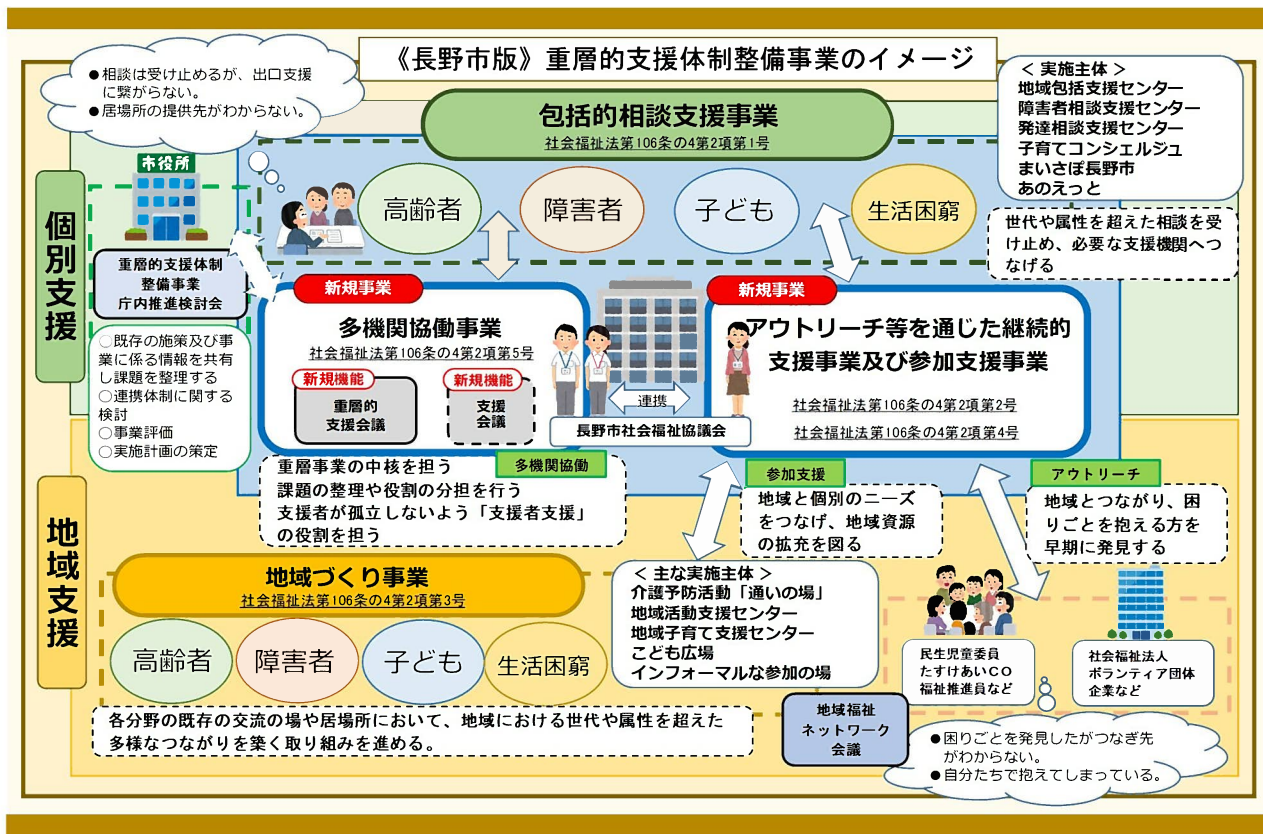
○既存の会議体

分野	会議名	対象	内容	本人同意の有無
高齢	地域ケア会議における個別ケア会議	高齢者	高齢者等の自立を支援するため、個別事例の課題を検討する。	不要
障害	サービス担当者会議	障害者 障害児	総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、サービス等利用計画を作成する。	必要
	個別支援会議		サービス等利用計画における総合的な援助方針等を踏まえ、当該事業所が提供するサービスの適切な支援内容等について検討する。	必要
子育て	要保護児童対策協議会における個別ケース検討会	要保護児童 要支援児童 特定妊婦	要保護・要支援児童、特定妊婦への対応を検討する。	不要
生活困窮	支援調整会議	生活困窮者 自立支援制度利用者	生活困窮者の支援プランを検討する。	必要

(2) 他分野との連携

相談支援や参加支援、地域づくり支援の観点から、他分野と多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業及び参加支援事業との間で情報共有を行い、支援を必要とする方に適切な支援をつなげるための連携を図ります。

※新機能（多機関協働事業・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業・参加支援事業）と支援関係機関との連携イメージ




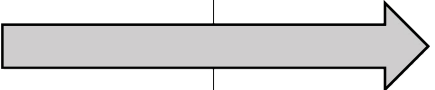


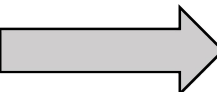
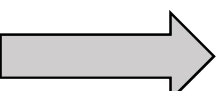


8 事業評価・見直しに関する事項

本計画は、第四次長野市地域福祉計画と一体的に実施するため、地域福祉計画の進捗状況を評価する長野市地域福祉推進会議において、PDCAサイクルに基づいて進捗状況や方向性を確認・評価し、計画を推進します。

また、庁内で組織された重層的支援体制整備事業推進検討会において、重層的支援体制整備事業に関する課題を整理し、見直しや具体的な取組等を検討します。

9 体制の充実に向けたプロセス

重層的支援体制整備事業を効果的に運営するため、次のとおり、具体的な業務を遂行します。

事業	取り組み	R6	R7	R8	実施事業
①包括的な相談支援の体制構築のための施策	つなぐシートの運用	包括的相談支援事業者等によるつなぐシートの運用開始	つなぐシートの有効な活用に関する検討・実施		多機関協働事業
	相談機関一覧表の作成	相談支援機関による相談機関一覧表の活用・見直し			多機関協働事業
	多機関協働の体制整備	重層的支援会議及び支援会議の開催	効率的な会議運営の検討		多機関協働事業
	分野横断的なネットワーク構築と人材育成	研修会の在り方等検討	研修会の実施		多機関協働事業
②多様な社会参加の促進に向けた体制構築のための施策	地域資源の現状分析	既存の地域資源の把握（非公式の場を含む）	地域資源の情報共有（システム化等）に関する検討		参加支援事業・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
	関係団体や支援機関との協働による社会参加の推進	既存の地域資源を活用した社会参加の推進のための準備	既存の地域資源を活用した社会参加の推進		参加支援事業・地域づくり事業
③支援が必要な世帯に支援を届ける体制構築のための施策	地区からの情報収集機能の強化	たすけあい事業コーディネーターや福祉推進員等との連携体制の検討	連携体制の構築に向けた取り組み		アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
	社会福祉法人との連携体制の強化	社会福祉法人における「地域における公益的な取り組み」の把握	社会福祉法人との連携強化		参加支援事業・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業